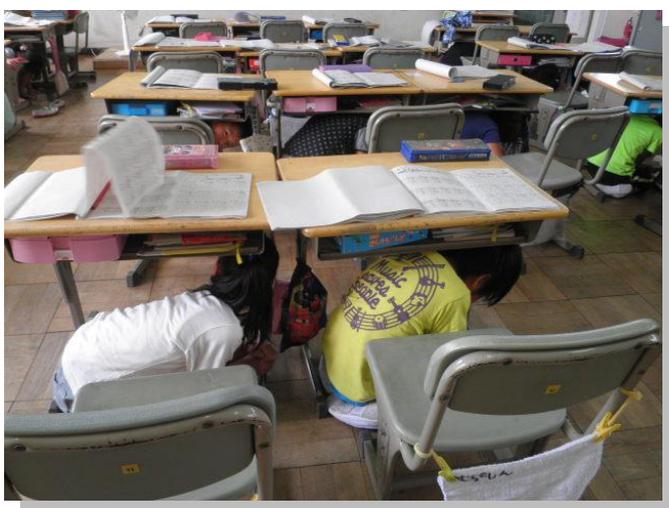


光風台小危機管理マニュアル



豊能町立光風台小学校

I 学校における危機管理

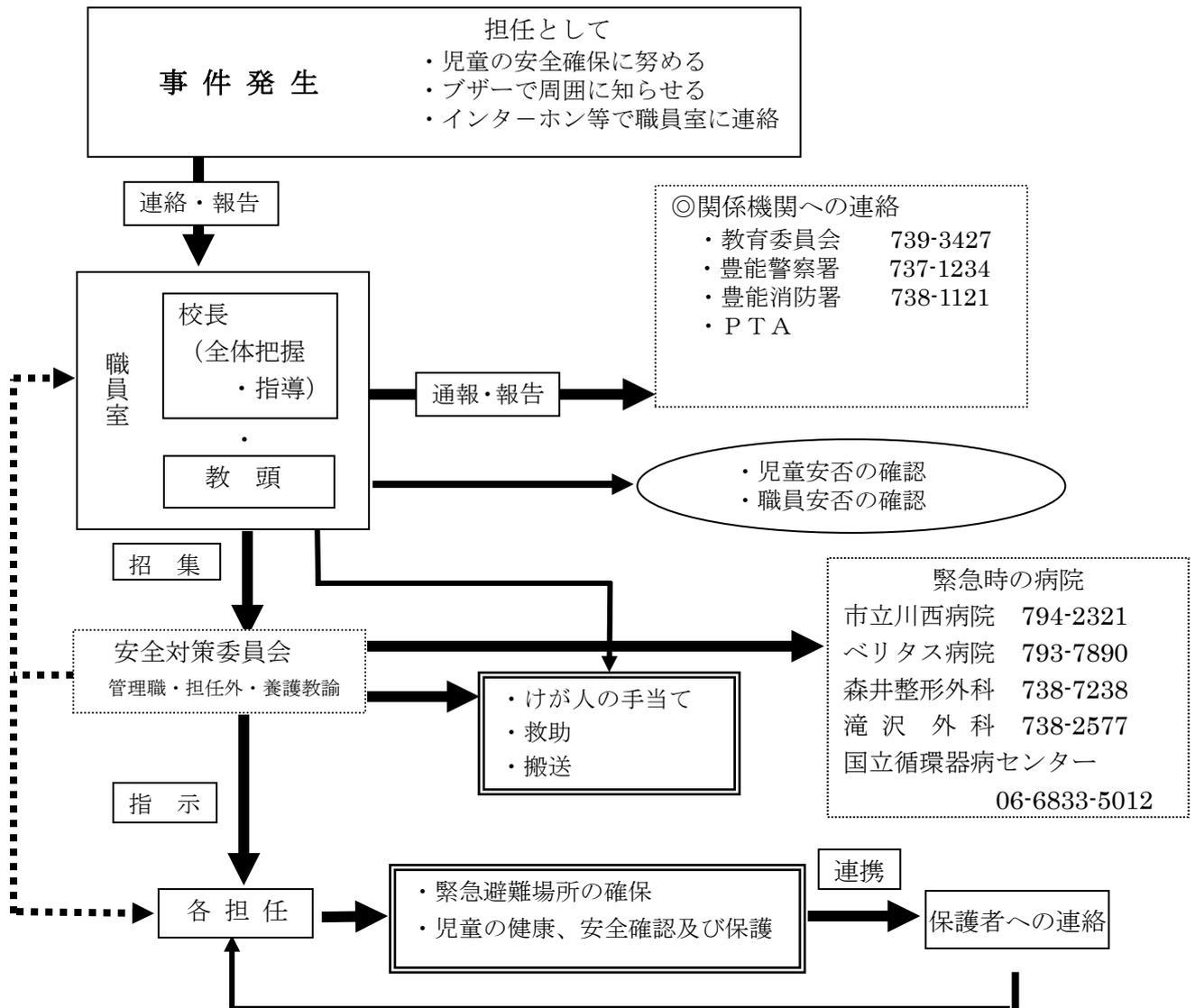
想定する危機内容	危機に対する学校の対応
登下校時の交通事故等の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級での登下校時の安全指導 ・登校時の校門指導 ・毎年の交通安全教室（警察の指導） ・家庭への協力依頼（文書） ・PTAとの連携（校外指導委員会による毎週の交差点での指導） ・緊急連絡メール（光小）の活用 ・たんぼぽメール（豊能町）の活用 ・安まちめーる（大阪府）の活用 ・集団登校の実施
校舎施設・遊具の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎周りの安全点検（毎月教員による集中点検） 点検箇所については、管理職が指示 ・日々の校内点検（不備を発見した場合は、直ちに管理職に報告）
自然災害（火災・地震等）および不審者対応について	<p>《地震に対しては》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校警備防災計画」に基づく（別紙参照） <p>《火災に対しては》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「豊能町立光風台小学校消防計画」に基づく（別紙参照） <p>《自然災害に対しては》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「緊急災害時の園児・児童・生徒の登校（園）について」に基づく（別紙参照） ・年2回の避難訓練の実施（地震、火災 各1回）、児童引渡訓練（1回）（内1回消防署の指導） ・不審者対応避難訓練 ・避難場所、避難経路の確認、確保「避難経路図」に基づく（別紙参照） ・登校後の緊急下校については、緊急メール等で保護者に連絡 ・緊急下校の際は、学年ごとの下校、教員の引率、必要に応じて保護者の児童引き取りを要請するなど状況により判断する。
不審者からの被害防止（校内）	<ul style="list-style-type: none"> ・校内巡視 ・管理職による校内巡視 ・正門、裏門ともに電磁ロックで施錠。 ・年1回の防犯訓練の実施 ・防犯カメラ・インターホン、センサーの活用 ・来校者の確認・対応（管理職） ・各教室の防犯ブザーの設置とその活用、各教室に「さすまた」を常置。 ・各階、各棟の連絡体制の徹底 ・避難場所、避難経路の確保・誘導（教員と管理職） ・下校時間の厳守及び複数による下校 ・教職員の研修 ・不審者侵入防止のための3段階の観点を確認 ①校門②校門からの校舎入り口③校舎への入り口
教員の体罰・不祥事の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への指導（体罰、セクハラ、メンタルヘルス等） ・教職員相互の人間関係の円滑化（明るい職場づくり） ・教職員個々の悩みや課題の把握、適切な指導助言（管理職）
食中毒の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・「食中毒発生時の対応」に基づく（別紙参照）

児童間の傷害事故の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の学級指導の充実（各学級担任） ・児童の悩み、学級課題の事前把握と事故等の未然防止 (担任と管理職の連携) ・道徳教育、人権教育の指導の徹底
校内外における怪我・事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「校内救急体制」に基づく ・救命救急講習の実施 ・児童にとっての危険物（ロッカー等）の整理 ・環境整備（危険物の除去、回収）

II 緊急事態発生時の校内体制組織（指示系統の徹底）

校長 → 教頭 → 安全対策委員会 → 各学年代表《福島・加藤・瓜生島・岡脩・峰見・谷脇》
→ 各担任
→ 保健主事《谷脇》 → 担任外教職員 → 町職員

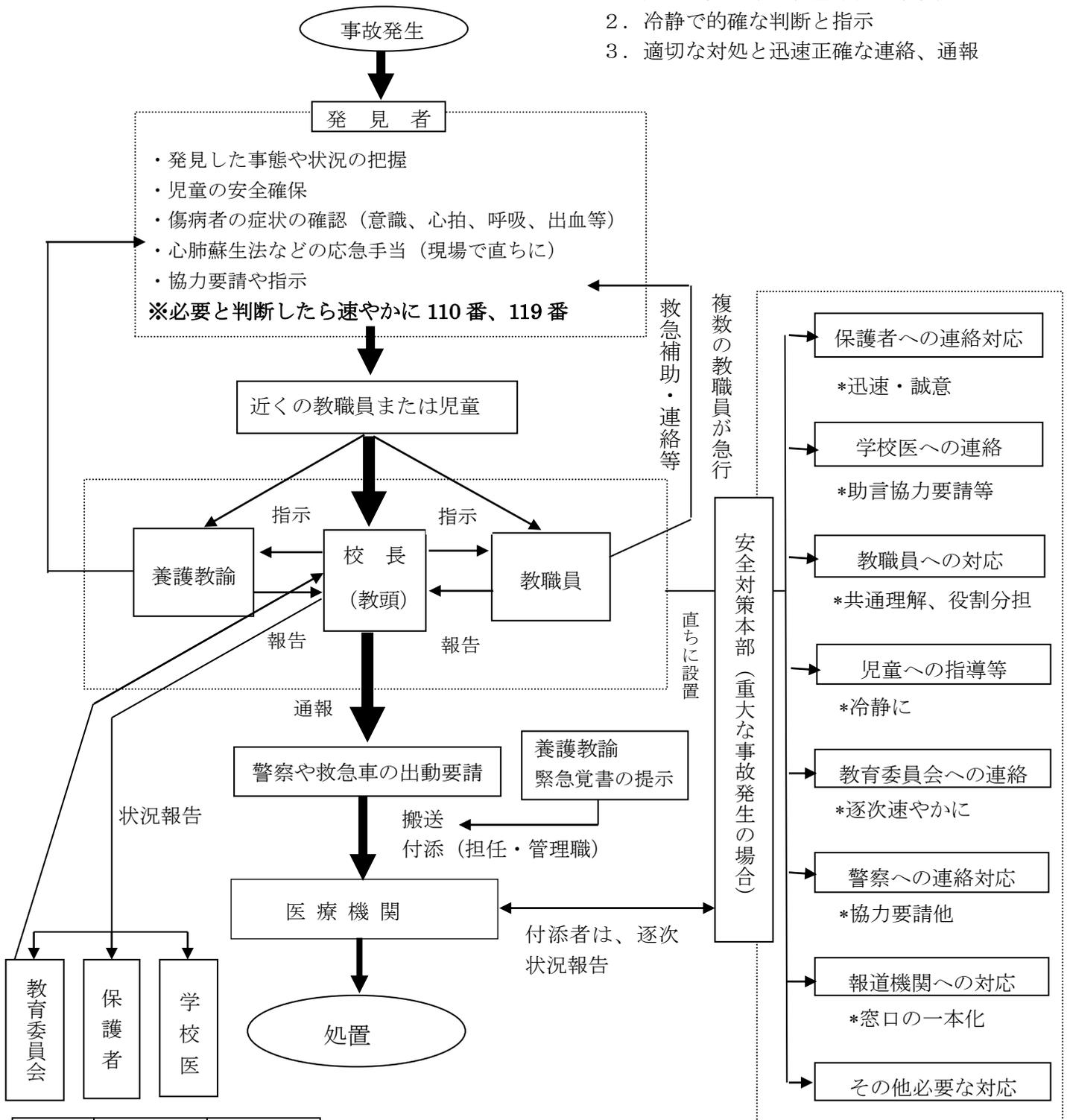
III 緊急事態発生時の連絡体制等



校内救急体制

《方針》

1. 児童の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速正確な連絡、通報



内科	坂本 賢哉	738-0050
耳鼻科	西前 忠英	738-6362
歯科	加藤 隆志	738-4011
歯科	北川 恒男	738-3307
眼科	村井 正人	736-0034
薬剤師	千葉 和子	736-7600

◎患者を移送する時の留意点

- (1) 付添者は、患者の顔色・脈拍・呼吸等に十分注意する。
- (2) 移送中は不安を与えないよう、必要に応じて声をかけ励まし続ける。
- (3) 車で搬送する際、付添者は運転しないで、患者の介護にかかりきる

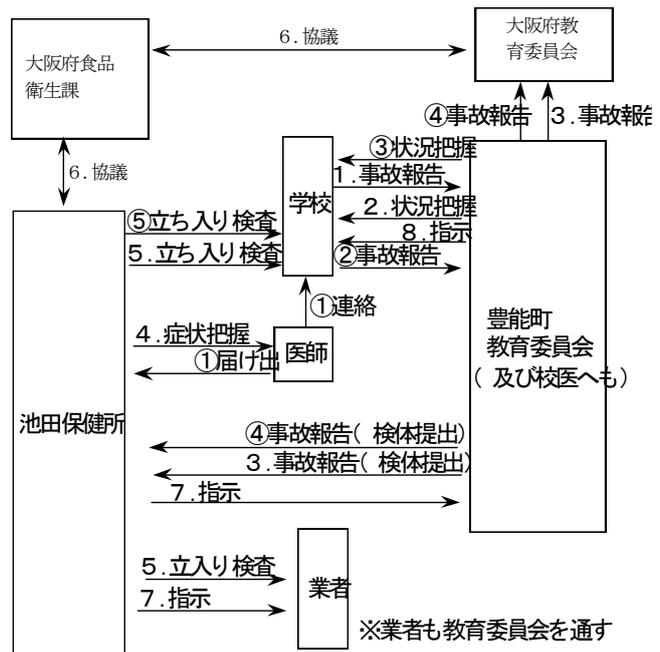
◎病院にかかる場合の手順と事後の対応について

- (1) 可能なかぎり家庭と連絡をとり、かかりつけの病院・医院を聞く。
- (2) 当該病院・医院にて診療してもらえるかどうか、電話で必ず確認する。
- (3) 緊急連絡カードを持っていく。
- (4) 保護者に対して、災害発生の状況、けがの程度、日本スポーツ振興センターの給付等について、担任より十分に説明する。原因が加害・被害的にとられる場合は、特に配慮する。
- (5) 病院・医院で治療を要したけがについては、家庭より受診した場合でも原因、発生状況、けがの程度などを、必ず管理職に報告しておく。
- (6) 処置後の状況（傷の痛み、傷跡、後遺症の不安、医療費など）については家庭との連絡を密にして、保護者に不安を与えないように努める。

食中毒発生時の対応

1. 学校医、教育委員会、保健所に連絡し患者の措置に万全を期す。
2. 学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて予防措置を行う。
3. 保護者その他関係方面に対しては、患者の集団発生状況を周知し協力を求める。
4. 食中毒発生原因については、関係者の協力を求め、これを明らかにするように努め、原因の除去、予防に努める。

学校給食における食中毒事故発生時の取扱概要図



食中毒対策委員会

関係者

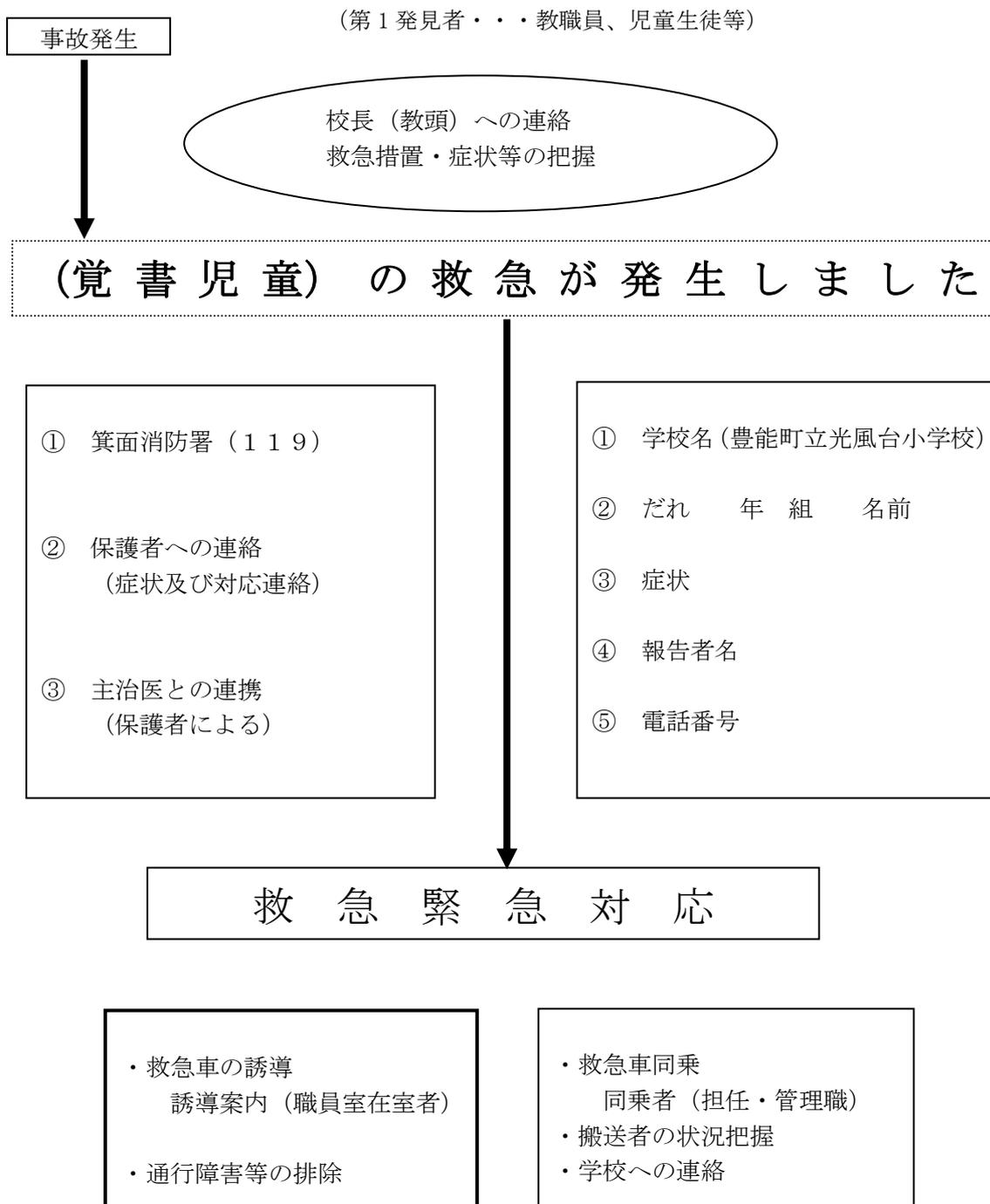
学校医、町教育委員会部長、義務教育課課長、
教育総務課給食担当者、
PTA副会長、保健給食委員長、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭

- 1～8 医師外の学校よりの報告場合
①～⑤ 医師からの届け出の場合（⑤以降は同じ）

心臓疾患・アレルギー等の子どもの緊急救急体制

キーワード

- ◎ 冷静で的確な判断（は）
- ◎ 端的で明快な指示（し）
- ◎ 迅速で正確な連絡（れ）



児童虐待に対する防止マニュアル

豊能町立光風台小学校
企画委員会
生活保体指導部

I. 活動について（虐待についてプロジェクト委員会を母体として取り組む）

1. 委員会の定例化（現在の活動維持）
2. 情報の共有、関係機関への通報（現在の活動維持）
3. 虐待マニュアルによる組織的指導体制の確立

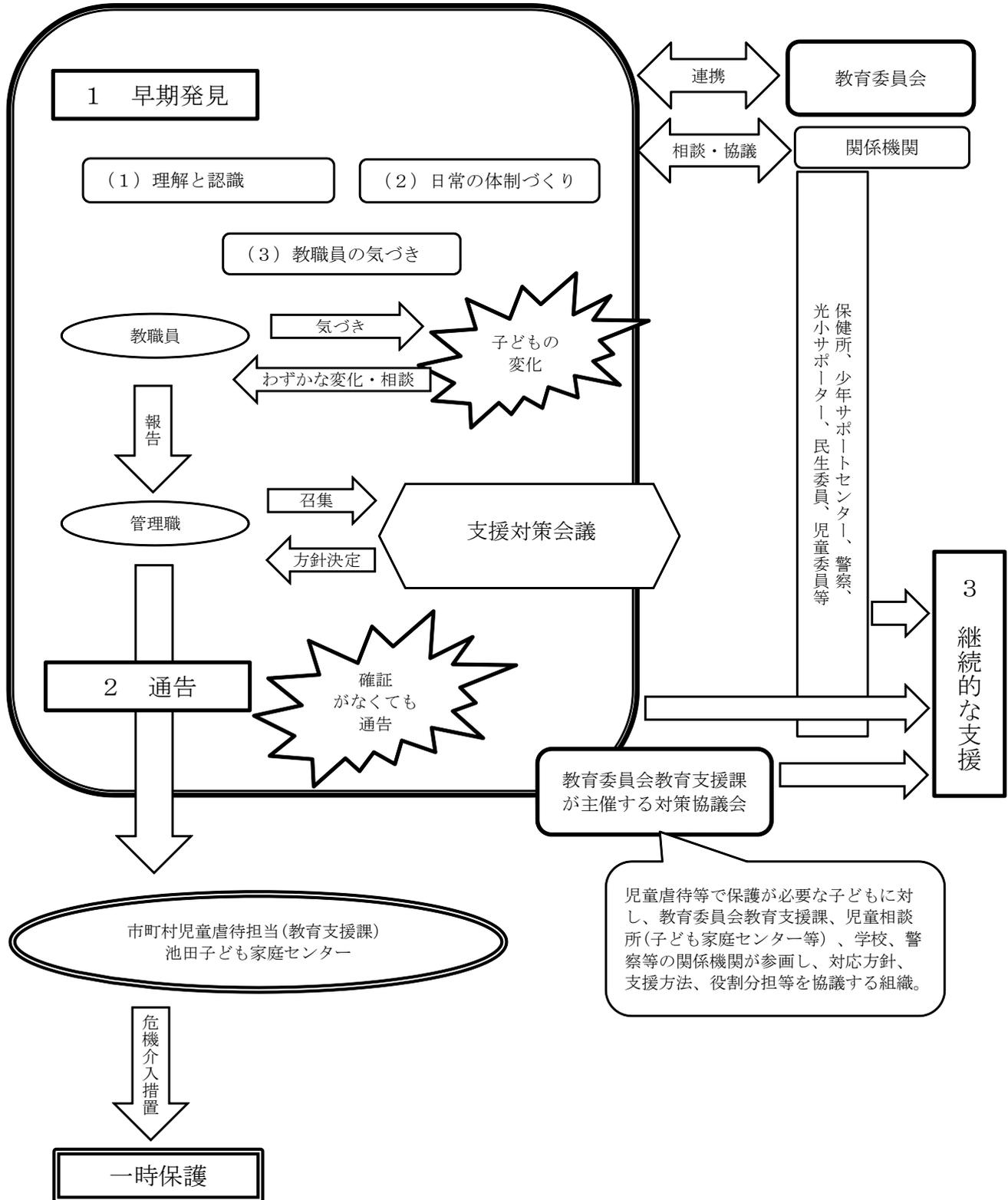
II. 虐待防止マニュアル

対応について組織的継続的に取り組むことを目的とし、児童虐待に関する点検票を活用し、児童虐待がエスカレートおよび繰り返さないための手だてとして活用する。

下記、「判断基準と手立て」は、虐待を受けた児童は保護者をかばうことが多く、保護者も発覚を恐れて担任や学校に圧力を加えることもあり、十分な対応ができないことがある。これを防ぐために「児童虐待に対する防止マニュアル」を保護者に示し、虐待防止の手立てとする。

レベル	判断基準と手立て
段階 1	朝食を与えない。夜更かしなど、大人に合わせた生活習慣になり、学校生活および学習に支障が出る。
	状況を把握した担任は記録をする。学年(担外も含む)として対象児童の状況をつかみ、担任から保護者へ指導し、改善するか見守る。
段階 2	学校との連絡をとらない。家庭訪問、個人懇談の案内に返答がない。参観に参加しない。
	状況を把握した担任は記録をする。学年(担外も含む)として対象児童の状況をつかみ、課題が家庭にある場合、担任と学年代表(場合によって教頭)で指導し、担任は改善するか見守る。
段階 3	衣服の洗濯などされていない。水筒を持ってこない。学習に必要な用品を用意してもらえないなど、学校生活に支障をきたし、担任からの要請に応えない。
	状況を把握した担任は記録をする。管理職に報告するとともに、保護者へ注意を促し、支援対策会議に報告する。全職員で児童の状況把握に努め、場合によっては管理職から保護者に指導する。
段階 4	「夕食を与えないことがある。部屋に閉じこめ家族との接触を断つ。」など、外傷はないが身体的精神的虐待と思われることがある。
	状況を把握した担任は記録をする。管理職に報告するとともに、定例支援対策会議において実態把握と共通認識を持つ。保護者に対しては児童虐待として厳重注意をする。全職員で経過観察と組織的指導を行なう。場合によっては、豊能町教育委員会へ通告をすることを保護者に伝える。
段階 5	体にアザや傷が認められる。手当てを要しない程度
	状況を把握した担任は記録をする。管理職に報告するとともに、養護教諭がアザの状況などを調べて記録する。緊急支援対策会議を招集し、実態把握と共通認識を持つ。また、保護者に対しては児童虐待として、管理職から厳重注意をする。その後、全職員で経過観察と組織的指導を行ない、改善が認められない場合は、豊能町教育委員会への通告をする。管理職は保護者からの事情聴取を行い、教育委員会と協議する。
段階 6	体にアザや傷が認められる。手当てを必要としたもの
	状況を把握した担任は記録をする。管理職に報告するとともに、養護教諭がアザの状況などを調べて記録する。管理職は豊能町教育委員会へ通告するとともに、教育委員会、池田子どもセンター、豊能警察等との連携を進める。継続的な虐待にならないように取り組み、児童に対しては担任、養護教諭を中心に全職員で経過観察と児童保護を行う。
補足	担任ならびに学年が緊急を要する虐待と判断した場合は、上記段階にとらわれることなく、プロジェクト委員会を招集し、虐待が継続しないように取り組む。

児童虐待対応の流れ



水泳指導における安全管理

1. 子どもの健康管理

●健康診断表に目を通し、保健担当と意見交流しておく。(配慮児童は保護者・医師と連絡)

●水泳前の個人の健康チェック(完全に健康な状態であること)をする

発熱、下痢、頭痛、腹痛等の症状をうったえた子どもは、泳がせない

2. 安全指導—環境整備—

●プールのルールを子どもたちに伝える

・プールサイドを走らない。飛び込み禁止。一人では泳がない。プールは、みんなが使うところ

・入水直後は水につかり(1分間程度)その日の水温を感じ取り、変化を確認。

●健康観察

・絶えず人員をチェックして、安全を確保しながら指導する

・色違い帽子の児童、配慮の必要な児童を事前に確認しておく

・水泳前に、バディでお互いに顔色・目・表情をチェックし、指導者は目視する

・最初に水に入り、最後に水から出て、プールサイドから安全確認を行う

・能力(泳力)に応じた指導、最弱者にペースを合わせた指導をする

・水泳時間・休憩時間を厳守する(15～20分泳いだら、5～10分休憩を目安に時間を保障する)

・水泳後、整理運動をし、身体の手入れ(よく髪を拭く・保温・塩素をおとす)をさせる

・アトピー、アレルギーの児童に配慮する

・プールの異常があればまず対処、少なくとも次の学年には引き継ぎをする

●水温・気温・残留塩素

・水温:23℃以上で入水可(児童の実態に応じて判断するが、25℃以上が望ましい)

*身体の機能は、水温が22℃以下になると生理機能が40%低下するため

・気温:23℃以上(水温との温度差が4℃以上ある時は気象状況に注意)

・残留塩素:0.4～0.9ppm。2.0ppmぐらいまでなら入水可能。

●水泳場の安全条件、資材のチェック

- ・安全具のチェック(救急箱、保温用布(タオルや毛布など)、担架、水温計)
- ・陸上監視者必携チェック(笛、ハンドスピーカー)
- ・AEDの場所確認

3. 予想されるケガ・病気

●応急手当 (目が赤くなる、目にゴミ、耳に水、鼻血、日焼け、打撲、プールサイドですり傷)

●急病の手当 (熱中症、脳貧血、頭痛、腹痛、けいれん、寒冷ジンマシン、悪寒)

4. 救助

- ・プールサイドから、リングブイ、ロープ、竹さおなどを使うか、背の立つ所まで入り、救助する
- ・救命具を持っていき、溺者から目を離さず、溺者には後ろからか、潜水して近づく
- ・溺者に抱きつかれたら、一緒に水中に潜るなどして、回避し、溺者が呼吸できるような体制で、プールサイドまで運ぶ。

5. 事故防止

リスクマネジメント(危険とみなされる場所を確認)、緊急体制を、はっきりさせておく

① 指導者全員がプール内や全体指導でなく、1人は監視者に。(指導者と監視者分離)

- ・監視者は、水質管理・危機の安全・児童の健康などに注意
- ・1名は、児童より先にプールに入り、安全確認
- ・健康観察を、朝教室でと入水直後も行う

指導者3人体制の場合
A陸上監視者・連絡(定位置)
B陸上パトロール・掌握(移動しながら)
C水中指導者(救助)

② 緊急時

- ・発見者が長笛を吹き続ける
- ・他は、救助・児童誘導・救急対応等を行う
- ・緊急体制について、『長笛、上がる、避難』

緊急シミュレーション

(児童、保護者も含め全員で一度練習をしておく)

- ・「上がれ」の合図「ピッ、ピッ、ピッ、」
- ・水泳指導開始の早い段階で、長笛で緊急事態に対応する緊急シミュレーションを子どもたちと共に行う。
- ・「訓練であること」を職員室などには知らせておく。

